

札幌丘珠空港利活用検討委員会 設置要綱

令和元年 6 月 24 日

まちづくり政策局都市計画担当局長決裁

(趣旨及び目的)

第 1 条 札幌市及び北海道のビジネスや観光、防災、医療等を支える役割を持つ丘珠空港について、更なる利活用を通じて札幌市の活力の向上に活かすため、その将来像について検討を行うことを目的に、「札幌丘珠空港利活用検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(活 動)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 丘珠空港の将来像に関する意見交換
- (2) 意見交換内容の集約及び札幌市への助言

(選考委員会)

第 3 条 委員会の設置に先立ち、札幌丘珠空港利活用検討委員会市民委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を発足し、公募市民委員の選考等を行うものとする。

(組 織)

第 4 条 委員会の委員は、空港周辺の地域住民、選考委員会で選考された公募市民委員、航空、交通、環境及び観光等に知見を有している学識経験者及び有識者をもって組織する。

2 委員会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、令和 2 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、活動に一定の成果があり、第 6 条に基づき選出された委員長が解散の宣言を行った場合は、その日をもって任期終了とし、併せて本要綱もその効力を失う。

(委員長)

第 6 条 委員会には、委員長 1 名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、会務を統括する。

- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第7条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 4 委員会の内容は、原則として公開とし、意見交換等の結果については、市のホームページ等で広く公表することとする。

(謝 礼)

第8条 会議に出席した委員の謝礼については、札幌市特別職の職員の給与に関する条例別表に規定する附属機関の委員の報酬日額に準じた額を支給することができる。

(事務局)

第9条 委員会の庶務を行うため、事務局をまちづくり政策局総合交通計画部空港担当課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会において協議のうえ定める。

附 則

この要綱は令和元年6月24日から施行する。